

平成 30 年度第 1 回みえ森と緑の県民税評価委員会

開催日時：平成 30 年 4 月 13 日（金）14 時 30 分から 16 時 30 分まで

開催場所：三重県勤労者福祉会館 6 階 講堂

出席委員：9 名

松村 直人	委員長
小林 慶太郎	副委員長
大浦 由美	委員
新海 洋子	委員
玉置 保	委員
南条 七三子	委員
別所 浩己	委員
矢田 真佐美	委員
吉田 正木	委員

傍聴者：4 名

- 1 開会
- 2 あいさつ（農林水産部長 岡村）
- 3 議事

〔事務局〕

議事に先立ち、委員 10 名中 9 名が出席しており、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立していることを報告。

〔委員長〕

皆さん、こんにちは。改めまして三重大の松村です。先ほど、ご挨拶がありましたように、いよいよ中間案をとりまとめるということになりました。みえ森と緑の県民税も 5 年目に入るということで、迅速に審議を進めて、今後、各方面で検討していただける案を提示したいと思います。本日はよろしくお願ひします。

それでは、議事に入る前に、今年度の評価委員会のスケジュールと、本日の委員会の流れについて、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕

（評価委員会のスケジュールと当日の流れについて説明。）

〔委員長〕

只今の説明、主に進行についてですが、ご質問等はよろしいでしょうか。それでは引き続き説明をお願いします。

(1) これまでのみえ森と緑の県民税評価委員会での意見

〔事務局〕

(資料 3-1、3-2 に基づき説明。)

〔委員長〕

ありがとうございました。

これまでの委員会のまとめということですが、ご質問等ありますでしょうか。それでは引き続き、事務局からの説明をお願いします。

(2) 国が導入を検討している森林環境税（仮称）の状況の報告

〔事務局〕

(資料 4 に基づき説明。)

〔委員長〕

ありがとうございました。

国の森林環境税の状況を報告していただきましたが、これまでのところで質問等ありましたらお願いします。

聞きなれない言葉もありましたけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

〔委員〕

仕組みはある程度わかりましたが、現場の市町がどのくらいこの税の導入を認識しているのでしょうか。今の市町の体制では、どう対応していくのか非常に難しいのではないかと思います。今後、県として市町に、どのように指導やアドバイスをしていこうと考えているのかお聞きしたい。もうひとつ、例えば市町の担当部局にどうプラスアルファしていくのかを考える必要があると思います。そういったアプローチについて県としての考えがあるのか、全国的に市町への支援をどんな方法をとろうとしているのか、についてお聞きしたい。

〔事務局〕

県としましても、三重県内の市町によっては、森林・林業行政に対しての経験が今までなかったとか、あるいは専任の担当者がいないという状況があるとい

うことは十分承知をしています。ですので、特に制度発足当初におきましては、県、地域事務所等、林業普及員を中心にいたしまして、相当程度サポートしなければならないと考えております。また、法律上、事務の一部につきまして、県が代行するという制度がありますので それをどの程度、県の方で引き受けるかということも含めて、これから市町と相談しながら体制を整備していきたいと考えています。

全国的な話としては、まだ、他の県の動きというのを十分に把握しきれていないところもありますが、今の所、森林環境譲与税の使い道として、林業行政アドバイザーを市町が雇った場合に譲与税を充てることができる、国からも言われていますので、そういったものを活用していく、ということが広まっていくのではないかと考えております。

〔委員〕

もう一点、森林の経営や管理の仕組みの中に、林業経営者がありますが、県の南部であれば、林業経営者をイメージできるのですが、北部で今後森林の経営管理を担う林業経営者を県がどうサポートして育成していくのか。そのスキームのモデルを三重県が率先して作っていったらいいのではないかと考えています。そのことについてはどうでしょうか。

〔事務局〕

特に、北勢地域は大きな林業事業体が少ないという特徴があると思っております。現時点でこれから育成をはかるべき林業経営体ということで、現在、林業事業体改善計画の認定を受けている事業者をリストアップして、そこに対して、今後、林業経営体として力をつけていただくための支援を考えています。市町が自分で施業をするのはスキーム的にも難しいと思いますので、それぞれの地域で森林施業を実際に担っていくのは林業事業体だと考えております。

〔委員長〕

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、今日の主要な議題となります、中間案について進めたいと思います。

では、資料の説明をお願いします。

(3) みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討

〔事務局〕

(資料 5、資料 6 に基づき説明。)

〔委員長〕

ありがとうございました。

それでは資料 5 の中間案を検討したいと思いますですが、先ほどの論点にかえていただきまして、資料 3-1 の論点 1 は継続するかということですので、あとにして、論点 2 から検討したいと思います。

ここで懸案であったのが、対策 1 の名称です。「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」ということで提案されていますが、いかがでしょうか。

前回、概ねこのような内容で、落ち着いたと思いますので、この点につきましては引き続きこの提案で進めさせていただきたいと思いますが、欠席の委員からこの点についてご意見はありましたか。

〔事務局〕

この「土砂や流木による被害を出さない森林づくり」という名称については、ご意見はございませんでした。

〔委員長〕

それでは中間案はこの方向でまとめたいと思います。

次に論点 3 と論点 4 ですが、税額・税率、配分と必要経費ということで、新たな取組については、資料 6 のほうで説明がありました。このあたりはいかがでしょうか。3つの原則、原則 1, 2, 3 を維持するという内容ですが。

どうぞ。

〔委員〕

以前の委員会、私としては項目を足してはどうか、という思いもあったのですが、内容的に今の基本方針と 5 つの対策の中に、想定事業案等として前向きな取組を明記していただいたので、その部分を評価したいと思います。

〔委員長〕

大きな枠は変えずに、という方向であったと思いますが。

その他、ご意見がありましたらお願いします。

〔委員〕

国の税が 31 年度から始まるのが前提で検討されていると思いますが、他のいろいろなことで最近では国会が進まないというような報道を見ておられますと、万一、国の税が他の話題を受けて進まなくなった場合、県として考え直すというのは想定されておられますか。

〔委員長〕

仮定の話かもしれませんが。答えられる範囲でお願いします。

〔事務局〕

ある程度、森林環境譲与税との一体としての取組として勘案しておりますので、影響は少なくないというふうに考えております。

〔委員長〕

そうならないように願っております。

〔委員〕

森林環境譲与税とあわせると活用できる額が増額するということが、それから新規事業の経費などがみえてきているところですが、資料 3-2 でも 1 ページ 6 番のところでも触れてあるように、今回提示されている継続と拡充、あるいは新規の取組の中で、「この事業を廃止する」という意見は出ませんでしたか。再度、確認したいのですが。

〔委員長〕

事務局、いかがでしょうか。

〔事務局〕

廃止するというご意見はありませんでした。

〔委員〕

ありがとうございました。

〔委員長〕

そのほか、よろしいでしょうか。

欠席の委員からはご意見はありましたでしょうか。

〔事務局〕

論点 3 の新たな取組と必要経費につきまして、欠席委員からご意見をいただいております。「森林環境譲与税の用途として、災害への対応がないようなので、この部分に県民税が柔軟に対応できると良い。年度途中で発生した災害に市町も柔軟に対応できると良いと思う」という意見をいただきました。

〔委員長〕

はい、ありがとうございます。

委員の方コメントありましたら、お願いします。
どうぞ。

〔委員〕

原則 3 として「直接的な財産形成を目的とする取組でないこと」ですとか、違う表現では「産業振興を目的としたものでないこと」ですとか、税金であるという点からそのような原則が盛り込まれています。想定されている新しい取組の中で、資料 6 の 4 ページ、木の薫る空間づくりの想定事業案の 1 番で「広く波及効果が期待できる企業と連携し」と記載されていますが、想定事業案というこの項目は県が想定した内容なのか、それとも市町から具体的な事案が出されていて、この記述は抽象的に表現されていますが、具体的な企業があって盛り込まれているのか。とはいえ、やはり「産業振興を目的としたものでないこと」ということをうたっているにも関わらず、この取組を盛り込んでよいのか、そのあたりのことがよくわかりません。この想定されている取組の意義付けはどのように県民に伝えるのでしょうか。素朴な疑問ですが。

〔委員長〕

これまでそのようなことを議論してきていて、「産業振興」という言葉が論点になっていましたので、新たな原則では表現を変えています。
事務局から補足がありましたらお願いします。

〔事務局〕

資料 5 の 5 ページ、一番下の原則 3 が、委員が言われた部分です。「産業振興を目的とする取組でないこと」と記載されています。「産業振興という言葉は、とても幅が広くて、どのような取組であっても最終的には産業振興につながるのではないか。」というご意見がありました。そこで、「直接的な財産形成を目的とする取組でないこと」と、記述を変更させていただきました。資料 6 の 4 ページ「大規模集客施設等の木造・木質化」という取組は、多くの方の目に触れる機会があり、PR の効果だったり、木の薫る空間を体感したりということが目的なので、原則 3 の「直接的な財産形成」には当たらないのではないかと、考えております。

〔委員長〕

改めて確認すると、「広く波及効果が期待できる企業と連携し」ということは、「直接的な財産形成」とは関係ないと理解してよろしいということですね。
どうぞ。

〔委員〕

「産業振興」という言葉はなくなりましたが、三重県内の企業の方々が、どの程度森林に関心があり、このような事業に関わってくださるのか、という現状を把握していないので、どのような企業がこの取組に関わってくださるのかということが良く見えていない。

これを機会に調査を重視していただきたい。森林の状況の把握というのは、絶対に必要だと思いますが、違った側面での調査、担い手や企業の参加機運があるのか三重県内の企業が CSR 活動として森林に関わっているのか、法人税を払っている事業体が森林に関してどの程度関心を持っているのか、など知りたい。そういった調査にみえ森と緑の県民税を使うかどうかは別として、状況を把握することが必要だと思います。

学校教育においても同様で、森林環境教育や木育は県内の小中学校、幼稚園で何パーセントくらいが行っているのか。県南部では実施しているのか、北部では実施しているのか、全体としてどの程度なのかということも、具体的に把握したい。先ほどの林業事業体についても、どの程度の数があって、どのような状況か知りたい。新しい施策を展開していく上で、状況と担い手の現状がわからないとマッチングできないと思います。そのようなことが今回の新規の事業の中では見えなかったので意見させていただきます。

もう一点は、災害が起きた場合に、みえ森と緑の県民税は活用できるのかという点で、予防対策はしているが、災害が起きた後の森林管理、再生、保全の取組、対策がないのではないか。そのような内容にも活用できるのかが把握できなかった。どのように考えているのでしょうか。

〔委員長〕

ありがとうございます。事務局から答えられましたら、回答をお願いします。

〔事務局〕

ご意見ありがとうございます。

確かに「新しい施策の展開を図るうえで、実態把握すべき」ということで、そのとおりだと思います。それでは、今、私どもが提案した内容に係るところが全て把握できているかということ、残念ながらまだできておりません。今後、今の知識に加えて、さらにアンケート調査などをしたり、あるいは企業の関心度を図ったり、ということもしていきたいと考えています。

災害対応については、市町の方からも、予防対策と併せて災害対応にもある程度活用したいというご意見がありましたので、検討させていただきまして、資料5の8ページ、共通経費として災害対応用の基金を積み立てて、県議会を通して予算を配分することになりますが、このように盛り込むことを考えており

ます。

〔委員長〕

ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、ここまでのところで論点3、論点4について検討をしましたので、税額・税率等は、中間案のとおり、現行の制度と変えないということで、まとめたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど後回しにしていた論点1、この税制度自体の継続につきまして、何かご意見ありましたらお願いします。

評価委員会としては、継続するという方向で、中間案を取りまとめたいと思います。これまでの議論の中でもそういう方向であったと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、論点1,2,3,4について、検討を終わりたいと思います。

ここまでの中で、欠席の委員から何かありましたか。

〔事務局〕

欠席委員からのご意見はございませんでした。

〔委員長〕

それでは、ここまでの議論の中では、評価委員会としましては、みえ森と緑の県民税制度を継続するという方向で中間案をとりまとめたいと思います。

最後に、全体を通してご意見を伺います。

どうぞ。

〔委員〕

3点あります。最近、農福連携ということはよく言われ、同じように、林福連携など他分野との協働によって解決していくことが必要だと思っています。しかし、今までのみえ森と緑の県民税での取組を見ても、なかなかそのような取組が見られません。行政の縦割りの仕組みの中で、林務の関係の市町の担当にしか情報がいかないことが原因ではないか。例えば、社会福祉部署と林務部署とがそういった取組の必要を感じていなければ、そういう取組が出てこないことになると思います。その領域の接点をどうつくっていくか、超えていかないと、いずれ取組の多様性に限界がくると思う。次の5年間にそのようなことが可能であることを可視化するモデル事業を県が取り組むことができないかと思っています。1つの課題を1つの部署だけで解決するのではなく、うまく重なり合って相乗効果で解決を導く仕組みができたらいいと思います。多分、行政側だけに言っても難しく、むしろNPOや地域の中での関係性の中で挑戦してい

かなくてもならないと思います。

学校教育も同様で、学校教育部署と林務部署をどのようにして近づけるかという挑戦を、どのような形で行うかはそれぞれの地域の事情によりますが県のモデル事業として資金支援をしながら取り組むことができないかと思います。

最終的には市町の意向、施策であるので、先ほども調査が大事だと言いましたが、北勢の人たちがどれくらい、地元の森林の状況を知っているかという、ほとんど知らないと思います。航空レーザー測量をしたとしても、北勢地域の森林の状況がどのような状況かについてはなかなか住民に情報が届かない。市町も自分たちが調査をしなければ現実味がなく、かい離していくのではないかと思います。住民や市町が参加できる調査手法が導入できないだろうかと思っています。

森の健康診断など市民参加で実施する調査手法がありますが、一斉に取り組むことや、各地域の林業事業者と一緒に取り組む仕組み、仕掛けをつくっていく。学校でも住民を対象にした取組でもよい。関係性をつくりだす領域にみえ森と緑の県民税が使えないだろうかと思っています。

課題は明確になっている。解決していくのは県だけではできず、市町だけでもできず、森林を取り巻くすべてのステークホルダーが、どのように関わってコミュニティを作っていくかということが試される段階だと思っています。調査も県だけがするのではなくて、地域の多様な主体が参加ができる方法を検討していただきたいし、検討したい。

〔委員長〕

はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

〔事務局〕

ご提案ありがとうございます。三重県でも農福連携には一生懸命取り組んでおりまして、同じように森林分野と他分野の連携や、企業との連携など、様々なかたちで連携をつくれると思います。

学校教育と森林分野の接近をとということで、いろいろ難しい面もありますが、これも引き続きみえ森と緑の県民税を活用しながら、少しでも接近してければと思います。

市町の森林行政の拡充強化は、みえ森と緑の県民税のみならず、先ほどお話がありました森林環境譲与税のことも、当然 市町の森林行政がますます重要になります。そのような面からもバックアップすること、あるいはお話がありました住民参加型の取組を、何らかのかたちで少しでも取り組むことができればと思いますので、必要なご提言ありがとうございます。

〔委員長〕

はい、ありがとうございます。

大学の側から言いますと、学生のインターンシップの経験を積むということも最近言われていまして、そういう意味で市町に帰っていくようなこととか、あるいは市町を超えた流域単位で、例えば、亀山市周辺でも鈴鹿川を保全するような動きとか、そういう動きがあるようですので、そのあたりでも大学生、高校生、小・中学生を交えて、いろいろ活動できるのではないかと期待しております。

何かコメントありましたら。

〔委員〕

私いつも、この会議に出させてもらって、この場では、学校は本当に頑張らなければいけないと思うのですが、この場を出て学校に帰るとなかなか実行できず、苦しい中での話になるのですが。

まず、学校教育が一番大事だと思っています。木を使うこと、木に親しむこと、木って良いよね、ということをや幼いうちから経験していく、というのが大事だと思います。

もう一つは、林業が魅力ある仕事になって、子ども達からみて、「やってみよう」と思う仕事になってほしい、という思いもあります。

それから、子ども以外に、大人の意識改革というか、森林を守っていかなくてはならないとか、木の温もりを実感して欲しいとか、ということがあります。学校がやるべきこと、林業そのものへのチャレンジ、それから社会全体へのチャレンジ、その3つがあると思います。

その中で学校が担わなければならないのは、学校教育の部分で言えば、子ども達にどのように木の大切さなどを伝えるのかということだと思います。

そこでいろいろ考えると、やはり、市町と学校との連携というのが大事になってくると思います。特に、資料5の8ページの(3)に、市町交付金制度として、地域の実情に応じて実施するという市町交付金制度が「社会づくり」に大きく貢献しました、市民団体などと接点を持ち、と書いてありますけど、学校との接点をもっと上手に市町を中心に接点をもってもらえるとチャンスになると思います。

教育委員会との連携をもっと密接にする、例えば市町の方からひとつアイデアを出して教育委員会の方へ話を持ちかけると、学校現場もそれに乗ってくる可能性も十分にあります。そのようなことがまだまだ広がってないと思いますので、そのようないくつかの施策、取組をどんどん出してもらって、広げてもらいたい、というのが一つです。

あわせて継続性も大事になると思います。例えば、これから5年間、みえ森と

緑の県民税を継続する方向なので、5年間のプロジェクトとして、小学校3年生くらいに森林環境教育をしておいて、次は5年生の時に、その次に中学1年生くらいに実施していくと、ちょうど5年間になります。今から、小学3年生にこれをしよう、5年生にこれをしよう、中学1年生にこれをしようという計画で、実施していけば、最初に実施した3年生が、計画通りにいけば、3回学習する機会があるので、その子どもが大人になればみんな木の家を建てて、そのぐらいに効果が現れるのではないかと、というつもりで、5年間位のスパンを持ちながら、県としては大きな目標を持ちながら、目的を持ちながら、取り組んでいただきたいと思います。

また、それを受けて市町が、先ほども言いましたように、学校との密接な関係の中でいろんなことに取り組んでいただきたい。特に四日市や津など町の中の学校は何をしたらいいのかわからない、ということもありますので、森林に触れ合うような場に行くという方法と、出前授業のようなかたちと、二つの方法があると思いますが、学校が地域へ出ていくということは移動の部分でいろいろな制約も出てきますので、そのようなことがないようにするには、もちろん現地に行くのが一番いいのですが、学校に来ていただいて、森林について訴えかけることを企画していただくということを増やしていただければ、ずいぶん違ってくるのではないかと感じております。

〔委員長〕

はい、ありがとうございます。何か事務局からありますか。

〔事務局〕

ありがとうございます。

本当にいろいろなご意見を聞いていますと、学校の先生からは、なかなか時間がないとか、生徒の安全性を考えなければいけないとか、そのような面もあると思いますが、せつかく少しずつでも接点を持ってきたのですから、これを少しでも広げていきたいと考えています。また、いろいろと教えていただきたいと思います。ありがとうございました。

〔委員長〕

ありがとうございます。その他の方は。
どうぞ。

〔委員〕

今、委員がおっしゃったように学校教育とか木育は、もちろんすごく大事なことでとは思いますが、やはり根本は森林の整備が必要ということから始まった

制度なので、やはりそこに行きつくと思います。

資料 4 にあります森林経営管理法案、これはまだ決まってないと思いますが、これがこのとおりに実施されるとすごく素晴らしいことだと思います。ただ実際これがどの程度実施ができるのか、どれだけ真剣にスピード感をもってこれを実施ができるのか、内容が素晴らしすぎてかえって疑問に思うくらいの内容だと感じます。

先ほどの意見で、北勢地域は林業が弱いというお話がありました。私の属している NPO は主に北勢地域で活動していますが、林業に従事したいという若者が時々うちの NPO を訪れます。実際に森林組合や、某林業事業体に行ってみてみたけれど、やめてしまった、という若者が何人か来ました。「何で辞めたの」ということを聞くと「給料が安くってやっていけない」ということを、まず言います。林業振興のためには、林業に実際に従事している者の底上げが絶対に必要だと思います。これまでの原則にあった、産業の育成が即、林業の育成に結び付くと良くないという考え方は、若干、今回緩和されましたが、はっきりと、みえ森と緑の県民税の趣旨から言って、林業を振興するというのをうたっても問題がないと思っています。

林業の育成なくしてこのみえ森と緑の県民税は成功できないと思います。今回の森林環境譲与税は、市町の負担もかなり大きくなるということで、受け皿がなければ、素晴らしい制度が出来ても実行ができません。林業に従事する者の底上げをまず、重点的に、真剣に、5年間で何%達成できるのかなど、はっきりした目標を掲げて実行に移す、というような、それくらいの意気込みがないと、地権者と交渉したけどダメだったとか、所有者不明の森林については、市町が引き受けるとかありますが、実際、三重県は境界がはっきりしていない。なぜかと言えば、持ち主が、境界が確定すると固定資産税が一挙に上がるから確定させたくないんだ、ということが現実だという話も聞いたことがあります。そのような現実を踏まえて、理想ではなく、地道に地権者と交渉して、具体的に一歩二歩でもいいから、税の目標を達成できるようにしていかないと、せっかく制度だけできて、目標を達成するところまでいかないのではないかと感じています。

〔委員長〕

ありがとうございます。事務局、いかがですか。

〔事務局〕

ご意見ありがとうございました。

確かに林業従事者の待遇改善なくしては、というところもございます。なかなか、木材価格をベースとした待遇改善というのは厳しいところもあるかと思

ますが、環境に対する税金が入ってくるということは、そこでの仕事は法的な仕事になります。そういう面からすると、ある一定の給与水準で、簡単にはいかないかもしれませんが、市町から発注される業務は、ある程度の水準の待遇で、法的な森林整備が進むのではないかと期待しております。

委員からもご指摘があったように、今まではなかなか境界がわからないということもありました。確かにマンパワーの問題もありますし、資金面の問題もあります。いろいろな問題がありますが、今回、資金面についてはずいぶん明るい兆しになっておりますので、一足飛びにはならないかもしれませんが、少しでも地道にクリアできるようになりつつある状況だと我々は思っておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。

〔委員長〕

ありがとうございます。そのほかご意見ありますか。どうぞ。

〔委員〕

これまでの議論をお伺いして、いろいろ、まだまだ頑張った方がいいというところもあれば、学校教育との連携などについては、私は、三重県の取組の中では「みえ森づくりサポートセンター」というのがきちんと設置されていて、そこで様々な面で、学校教職員を対象とした研修やコーディネートなどに積極的に乗り出していることは、本当にいいことだと思っております。

ただ、そういう方々が、今皆さんがおっしゃったような、例えば職業の選択にまで結びついていく森林環境教育ですとか、非常に系統的なかたちで、みんなが森づくりを支える社会の一員として巣立ってくれる、という教育をしていくためには、「みえ森づくりサポートセンター」は、今、恐らく非常に多彩なことをしていると思っておりますが、人数の少ない中で頑張っているのだと思っておりますので、このあたりを補強するというようなところにお金を使ってもいいのではないかと思います。

そして、いろいろなイベントなども行いつつ、みえ森と緑の県民税の使い道として、この分野のことを全体として考えていけるようなポジションにある人がいたりするとうまくいくのではないかと思います。

それと、この基金、非常に幅広い事業を扱っているということもあって、私も同様の基金の検討を和歌山県で行っていますが、この基金で森林施策の全てに対応してしまうというか、本当はほかにも様々な事業があって、県は全体として、林業振興や森林整備の推進をしているのだと思っております。ですので、31年から35年の制度に関する基本的な考え方にもありますように、時折、基本計画との関係を少し示していただいて、他の事業でもこういうことをしているのだけれど、これができないからみえ森と緑の県民税の使い道としてこのようなこと

が考えられる、などという見せ方をしていただくと、私たちもより発展的な議論ができるのではないかと思います。他のいろいろな事業と、さらに足りないところを含めて進めるために、この基金が有効に使われて、より効果的になっていけばいいのではないかと考えています。

〔委員長〕

ありがとうございます。そのあたりいかがでしょうか。

〔事務局〕

人づくり、ものづくり、場づくりが必要だと思っております。その3点セットをどのように高めていくかというところだと思います。5年間、あと1年ありますので実際は4年間の中で、そのようなことをモデル的にできた面もありました。まだまだできていない面もありますが、そのような意味で高めていきたいと思えます。NPOとの連携や自治会との連携など、そのような部分も少しずつできつつある部分もありますので、高めていければ、使途として効率的・効果的ではないかと考えております。ありがとうございました。

〔委員長〕

林業関係の本体の予算というのはどうなのでしょう。減少しているのでしょうか。

〔事務局〕

残念ながら、三重県の財政が厳しくて、県財政だけでいうと、回復は厳しいところもあります。先ほど委員も言われましたように、森林づくり基本計画、今年度改正予定でございますが、その中で、みえ森と緑の県民税がどこに活用して、どのように県の施策と連動しているのか、ということをはっきりしていきたいと思えます。もう少し経てば、このようにみえ森と緑の県民税が使われて、三重県の森林・林業施策にこのように繋がっている、ということが見えてくると思えますので少々お待ちください。

〔委員長〕

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

〔委員〕

先ほど、委員が林業振興の話がされましたが、人工林の林業の課題の論点は二つに尽きると私は思います。木材価格と獣害がこの2点に尽きると思います。

獣害については、今回想定事業案の中で、一つ入れていただきました。みえ森と緑の県民税が使えるというのは、一つ獣害というのは前に進みだしたのではないかととらえています。

木材価格はこの事業ではどうにもできないのですが、気をつけなければならないところがあると思います。例えば、今日説明していただいた森林経営管理法案の中で、市町が森林の管理をできるようにする、ということがあります。例えば、市町がここは木材生産に向かないということで、市町が管理します。市町は森林の作業を外注します。先ほどの事務局の話を知ると、作業が外注されてくるので、林業従事者はそれに従事できることになります。それでいいではないかと皆さん思われると思います。木材生産に向かない森林の整備の費用に森林環境譲与税を充てて、その作業を市町が外注して、森林組合や地域の林業事業体などが森林整備を行えばいいのではないかと思われると思います。これは一つ重要な点が抜けているところがあります。市町がその作業費に森林環境譲与税を充てて、入札にかけて、一番安い適切な価格で事業者が落札されると思いますが、それではその時の木材はどうしますかという判断、市町の担当者がこの判断を求められたら、売れるものなら売ろう、その方が市町の財政にはプラスになります。これを全国で行えばどうなるかという、マーケットで求められていない木材がたくさんマーケットに供給されて、さらに木材価格が下がるという懸念があります。実はこれをずっと行ってきたのが、今の間伐補助の政策、ニーズが不十分なところに、木材、間伐材を使いましょう、という考え方の元で、たくさん木材を生産してきました。ある時は、切り捨て間伐はもったいないので、切り捨て間伐禁止となり、全部利用間伐しましょうとなりました。そうすると、ニーズがないところに制度が変わって、どんどん木材の価格が下がる。みなさん今、丸太の中で山元に帰ってくる値段の割合ってどのくらいかご存知ですか。1万円の丸太があつたら山林所有者の取分って20%くらいです。丸太になったところから。その取分の中に、本来は、植えて育てていく経費が含まれていなければならないのだけれども、とてもそれはまかなえないので、所有者が放棄する。施業をしない。あるいは伐採後に再造林する意欲がなくなって、再造林放棄地になる。

やはり木材価格が根本にあって、このことはみえ森と緑の県民税ではどうにもできませんが、そのことを理解して、再生産可能な資源として、あるいは、資源を持続的に利用していく中で、三重県で育てた木材を使っていくことが森林整備につながるということの中に、木育もあるし、森林環境教育もあるし、あるいは公共施設等や大規模集客施設等での木材利用の取組、全部そこに繋がっていると思います。その部分が少し強化されたことを評価したいと思います。でも、税金を使って間伐材を出しましょう、どんどん森林整備を応援していきましょう、とすればするだけ、木材価格が下がってしまうことに繋がってしま

う、ということを理解しなければならない。それがあまり理解されていないからこういうことが続いていると思います。

山で木を育てる産業が、仕事が成り立たない状況に陥っている中で、税金を活用しながら、産業が成り立つようにして、そこで雇用される働く人が、妥当な賃金を得られるような仕組みを作るという観点は、このような制度を作るときには、もっておかないといけないと思います。

もう1点あります。市町の使い方を見ていくと、4年間評価してきましたが、かなり疑問点を付ける事業が多かったように思います。評価委員から意見が出て、意見については市町の方は県の担当者が、いろいろご指導、ご助言いただいたと思います。だんだん、だんだん、改善されてきたと思います。やはり現状でも優れた取組をしているところと、そうではないところというのがありますし、それが委員会に対して、なかなか伝わっているところと伝わっていないところがあると思います。また、今後、新たな5年間に使う、あるいは、国からの森林環境譲与税を市町が使うときに、適切な使い方をされているかどうかは国民が見ていますから、そこで不適切な使い方をしていれば、森林環境譲与税も、あるいはみえ森と緑の県民税も、こんな無駄遣いをしているこんな税、変えてしまえという意識がおきて当然ですから、それはやはりチェックする仕組みをもっていないと、せっかく財源ができて日本の森林が良くなると思ったのに、そういうことにならないように、チェックしていかないといけないと思いますし、森林環境譲与税も、インターネットで公表と書いてありますが、県内ではこのようにチェックしていきますよ、というような姿勢を、県として出していきたいと思います。その中で、市町別に事業の使い方を見せたいと思います。例えば、森林は全然ありませんので、森林での活動はありませんが、逆にこういう取組に使っていますとか、森林の多い町では学校教育をこのようにしている、あるいは木材の良さを知ってもらうこととこのようにリンクしています、というように、5つの対策の垣根を越えた結果が見えるような使われ方を我々が知るために、ぜひ、市町別の取組を委員会に示していただければと思います。以上2点です。

〔委員長〕

はい、ありがとうございます。事務局、何かありますか。

〔事務局〕

みえ森と緑の県民税の評価については、市町ごとに評価できる仕組みにしてほしい、というご意見をいただいておりますので、運用の中で検討させていただきたいと考えています。

〔委員長〕

ありがとうございます。どうぞ。

〔委員〕

新しい発想が必要であり、森林の課題は、林業の再生はもちろんだが、再生の方法やそれ以外のアプローチが必要な時代だと思っています。森林セラピーなどいろいろなメニューやプログラムを組み合わせ、森林の持っている付加価値を高めて対応していこうという、若手の林業家や事業者が増えています。もちろん資源としての木材は使うが、場としての森林、地域を使う方法もあると思う。そのような斬新な取組がなかなかないので、みえ森と緑の県民税の中でどのようにすれば生まれるだろうと考えています。新たな使いみち、使い方の地域のモデル事業を提示するなど頑張っている事業者に提示できるといい。

もう1点は、県は森林計画を作るが、市町はどうなっているのでしょうか。北勢地域の市町がどのような森林計画を作っていて、どのように評価して、計画を達成するためにみえ森と緑の県民税を使おうとしているのか、などが見えてこない。市町の取組が活性化するためにもそういった情報を教えていただきたい。

〔委員長〕

ありがとうございます。市町村森林整備計画を立てていると思いますが、どうでしょうか。

〔事務局〕

先ほど、委員が言われた地域の森林をマネジメントしていくことについては、以前から林野庁の方でも言われています。例えば、流域で管理するのではないかと、市町単位で管理するのではないかなど、いろいろなことが言われていますが、いずれにしてもマネジメントするためのものは必要だと思います。市町村森林整備計画は、森林のある全ての市町が立てていますので、現状を把握して、どのように森林が使われているのかを見ることが出来る計画だと思います。森林を管理するという点では、市町単位がいいのか、もっと広い範囲、流域単位がいいのかが問題になるかと思っています。

〔委員長〕

ありがとうございます。

残り時間も少なくなってきましたので、ここで提案ですが、今後最終案をまとめるまでの間に、県のパブリックコメントのシステムを使って、中間案についてのパブリックコメントをとりたいと思います。パブリックコメントによって

県民の皆さんから意見をいただきながら、次回の評価委員会で最終案に生かしていきたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論を総括しますと、論点 1 の税制度の継続については、みえ森と緑の県民税制度を継続するという方向で中間案をとりまとめたいと思います。論点 2 の 2 つの基本方針と 5 つの対策については中間案のとおりとします。論点 3 の事業実施の 3 原則と新たな取組の実施については中間案のとおりとします。論点 4 の税額・税率、配分と必要経費、国の森林環境税との関係については、国の環境税との関係及び税額・税率、必要経費については中間案のとおりとしたいと思います。県と市町の配分については引き続き検討することとします。以上のような取りまとめでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

事務局にお願いですが、県と市町の配分について、今後市町への調査ヒアリングを行い、次回の評価委員会で原案を示していただくよう、お願いします。

それでは予定していました議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。今日は活発なご意見ありがとうございました。

〔事務局〕

ありがとうございました。

今後の予定ですけれども、次回第 2 回の評価委員会の日程につきましては、後日改めて調整させていただきたいと思います。

本日は長時間にわたり熱心なご議論ありがとうございました。

これをもちまして平成 30 年度第 1 回の評価委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。